一般社団法人関市観光協会 会員規約

第１条（目的）

この規約は、一般社団法人関市観光協会（以下「本協会」という。）定款に基づき、会員の入会、会費、会員サービス及び会員情報の取扱いその他会員制度の運営に必要な事項を定める。

第２条（定款との関係）

会員に関する事項は、法令及び本協会定款を優先し、この規約はその範囲内で適用する。

第３条（会員の種別）

会員は、次の２種とする。

（１）正会員　本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体

（２）賛助会員　本協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

２　正会員は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とし、社員総会において１人につき１個の議決権を有する。賛助会員は議決権を有しない。

３　法人その他の団体は、会員としての連絡窓口となる担当者を届け出るものとする。

第４条（入会申込み）

入会希望者は、所定の入会申込書及び反社会的勢力でないことの確約書を提出する。

２　事務局は必要に応じ、申込内容、事業内容その他入会審査に必要な事項について説明又は資料の提出を求めることができる。

３　入会の可否は定款第６条に基づき理事会で決定し、申込者に通知する。

４　入会承認後、所定の会費の納付を確認した日を会員登録日として取り扱う。ただし、定款上の社員資格の取得時期について疑義がある場合は、法令及び定款に従い判断する。

第５条（入会審査の基準）

本協会は、申込者が本協会の目的に賛同し、会員として適切に活動できるかを総合的に審査する。

２　申込者が反社会的勢力に該当する場合、虚偽申告がある場合又は本協会の目的・信用を著しく損なうおそれがある場合等は、入会を承認しないことがある。

３　入会審査の基準及びその変更は、定款第１４条に基づく社員総会の決議事項とする。

第６条（会費）

入会金は徴収しない。年会費は次のとおりとする。

（１）正会員（法人又は団体）　１口 5,000 円

（２）正会員（個人）　　１口 3,000 円

（３）賛助会員（法人、団体又は個人）　3,000 円

２　正会員の会費は１口以上とし、納入口数によって議決権数は増減しない。

３　会費の金額及び変更は定款第１４条に基づく社員総会の決議による。

第７条（会費の納付）

会員は、事務局が案内する期日及び方法により当該事業年度の会費を納付する。

２　事業年度は毎年４月１日から翌年３月 31 日までとする。

３　年度途中の入会については、別段の決定がない限り当該年度分の会費を納付するものとし、日割り又は月割りによる減額は行わない。

４　既納の会費その他の拠出金品は、定款第 11 条に従い返還しない。

第８条（会員の権利及びサービス）

本協会は、事業計画、予算及び運営状況の範囲内で、会員に対して次の機会又は支援を提供する。

（１）観光振興事業、イベント、商談会、観光展等に関する情報の提供及び参加機会の案内

（２）観光市場動向、来訪者動向等の情報提供（提供可能な範囲に限る。）

（３）本協会のウェブサイト、SNS、印刷物等を活用した情報発信・紹介の機会

（４）会員相互及び観光関連事業者との連携・交流の機会

（５）その他本協会が適当と認める会員支援

２　掲載、紹介、出展、商談機会等は、審査、募集枠、編集方針、費用負担及び事業目的に応じて取り扱うものとし、会員であることをもって掲載、紹介、出展又は成果を保証するものではない。

３　一部の事業・サービスについては、別途参加費、掲載料等を定めることができる。

第９条（会員の遵守事項）

会員は、法令、定款、本規約及び本協会が定める事業実施上のルールを遵守し、次の行為を行わない。

（１）本協会の信用又は名誉を害する行為

（２）虚偽又は誤認を招く情報の提供

（３）本協会の名称・ロゴ等を許可なく使用し、公式認定又は推薦を受けたと誤認させる行為

（４）他の会員、観光客又は関係者の権利・利益を侵害する行為

（５）反社会的勢力との関係を有し、又はこれに利益を供与する行為

第 10 条（届出事項の変更）

会員は、氏名・名称、所在地、代表者、連絡先、事業内容その他届出事項に変更があった場合、速やかに事務局へ届け出る。

第 11 条（退会）

会員は、所定の退会届を提出することにより任意に退会できる。退会の効力、未納会費等の取扱いは定款第９条及び第 11 条による。

第 12 条（会員資格の喪失）

会員資格の喪失事由は定款第８条に定めるとおりとする。

２　会費の滞納がある場合、事務局は督促及び状況確認を行う。１年以上の滞納による資格喪失については定款第８条に従って処理し、その結果を会員に通知する。

第 13 条（除名）

会員の除名は定款第 10 条に基づき社員総会で決議する。理事会又は事務局の判断のみで会員を除名することはできない。

２　除名に際しては、定款に定める事前通知、弁明の機会及び決議要件を遵守する。

第 14 条（反社会的勢力の排除）

会員は、入会時に提出した「反社会的勢力でないことの確約書」の内容を継続して遵守する。

２　虚偽の確約又は反社会的勢力との関係が判明した場合、本協会は事実関係を確認のうえ、法令及び定款に従って必要な措置を講じる。

３　この条項は、定款に定める除名手続及び会員資格喪失事由を変更するものではない。

第 15 条（会員情報の管理）

本協会は、入会申込書等により取得した情報を、会員管理、会費請求、会議案内、事業案内、観光情報発信及び会員サービスの提供に必要な範囲で利用し、個人情報保護法その他関係法令に従い適切に管理する。

２　正会員の氏名又は名称及び住所は、法令及び定款に基づく社員名簿に記載する。

３　会員情報をウェブサイト等に公開する場合は、掲載範囲・目的をあらかじめ示し、法令上必要な対応を行う。個人の住所、私的な電話番号等を本人の同意なく広報目的で公表しない。

第 16 条（会員間の取引等）

会員間又は会員と第三者との取引、契約及び紛争については、原則として当事者の責任で対応する。本協会が契約当事者となる場合を除き、本協会はその履行又は成果を保証しない。

第 17 条（規約の改廃）

この規約の制定、変更及び廃止は、定款第 14 条第１項第４号に基づき社員総会の決議による。なお、事務処理上の細目で定款又は本規約に反しない事項については、理事会が別に定めることができる。

附則

１　この規約は、令和３年４月１日から施行する。